重要事項説明書

ペットほけん
フィット

［　犬猫医療保険　］

本書では、ペット保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」）についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

マークのご説明

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご注意

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
本書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については「普通保険約款・特約」に記載しています。
必要に応じて当社ホームページの普通保険約款・特約をご参照いただくか、当社にご請求ください。

●保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、本書に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み　契約概要

当社は、保険証券（保険証券に代わる書面を含みます。以下、「保険証券等」といいます。）記載のペット（以下、「ペット」といいます。）が傷病を被り、その直接の結果としてペットに対し保険期間内に日本国内で診療がなされたことにより被保険者が支払った診療費に対して、約款に従い保険金を支払います。

(2) 補償内容

①基本となる補償　契約概要　注意喚起情報

■保険金をお支払いする主な場合

当社は、被保険者が負担した診療費から約款第3条に定める保険金を支払わない場合にあてはまる診療費等を差引いた診療費につき、その診療が行われた地において一般に認められる金額に対して、保険証券等記載の支払割合を乗じた額を保険金として支払います。なお、保険金は、保険期間を通じ、保険証券等記載の支払限度額を限度とします。

■保険金をお支払いできない主な場合（※詳しくは約款でご確認ください。）

契約者・被保険者等の行為によるもの	●契約者、被保険者、ペットの飼育者の故意または重大な過失によるもの　等
既往症・先天性異常	●この保険契約始期日以前からペットが被っていた身体障害および発症している先天性異常 ●保険期間中に被った傷病であっても、傷病の原因が生じたときが、初年度契約の保険期間の始まる前である場合の傷病
自然災害等によるもの	●地震もしくは噴火またはこれらによる津波、風水害等の自然災害が原因で生じた傷病
妊娠・出産にかかわる費用　等	●交配、妊娠、出産、去勢避妊、およびそれらによって生じた症状および傷病　等
予防に関する費用　等	●疾病予防処置（投薬、ワクチン接種費用　等） ●疾病予防処置によって被った身体障害 ●その他美容整形等の健康体に施す処置 ●マイクロチップの埋め込み費用　等
傷病にあたらないもの　等	●爪切り（狼爪の除去を含む）、歯石取り、肛門腺絞り、耳掃除 ●乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、睫毛乱生 ●断耳、断尾 ●その他生来の身体に対する処置　等
代替医療　等	●中国医学（鍼灸等）、インド医学等の西洋医学以外の医療処置、免疫療法、温泉療法、酸素療法、その他代替医療、レーザー治療、減感作療法　等
診療以外の費用	●時間外料金、往診料、重複診療費、ペットホテル代または預り料、文書料、カルテ登録料、通院可能な場合の入院診療費、2件目以降の初診料、保険金請求費用 ●カウンセリング　等
予防接種により予防できる病気　等	●犬パルボウイルス感染症　●犬ジステンパー感染症　●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬伝染性肝炎　●アデノウイルス2型感染症　●レプトスピラ感染症黄疸型およびカニコーラ型 ●犬コロナウイルス感染症　●狂犬病　●フィラリア感染症 ●猫汎白血球減少症　●猫カリシウイルス感染症　●猫ウイルス性鼻気管炎 ●猫白血病ウイルス感染症 ※だたし、獣医師により予防上有効なワクチン接種（狂犬病を除く）がなされ予防有効期間内に発病した場合を除きます。
健康食品・医薬部外品　等	●入院中の食餌に該当しない食物、療法食、サプリメント、ビタミン等を含む健康食品、すべての医薬部外品、医薬品医療機器等法上の医薬品に該当しない漢方薬 ●シャンプー又は薬用シャンプー代（院内での薬浴を除く）、イヤークリーナー代　等
健康診断　等	●健康診断、検診　等

②主な特約とその概要 契約概要

主な特約と概要は以下のとおりです。(※詳しくは約款でご確認ください。)

特約名	概要
クレジットカードによる保険料の払込みに関する特約条項	保険料をクレジットカードで一括または分割して払込む場合に適用されます。
口座振替に関する特約条項	保険料を口座振替で一括または分割して払込む場合に適用されます。
郵便局またはコンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約条項	保険料を郵便局またはコンビニエンスストア等で払込む場合に適用されます。
通信販売に関する特約条項	情報処理機器等の通信手段を媒介として、契約を締結する場合に適用されます。
特定傷病等不担保特約条項	特定傷病等を不担保とし保険契約の引受を行う場合に適用されます。 新規契約においては告知および引受審査に基づき、この特約を適用したうえでの引受となる場合があります。 また継続契約時においても引受審査の結果、この特約を適用したうえでの引受となる場合があります。

③補償の重複 注意喚起情報

同一のペットを対象とする他の同種の保険商品(当社以外の保険契約・特約を含みます。)をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費(100%)を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容の差異や支払限度額をご確認いただき、要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

〈補償が重複する可能性のある主な契約〉

保険種類	ご契約いただく補償	補償が重複する可能性のある他の保険契約の例
ペット	通院保険金	他のペット保険の「通院保険金」
	入院保険金	他のペット保険の「入院保険金」
	手術保険金	他のペット保険の「手術保険金」

④保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間	1年間
補償の開始	始期日の午後4時(これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻)
補償の終了	満期日の午後4時

なお、保険期間(補償開始日および終了日)は、保険証券等に記載されています。

⑤引受条件(支払限度額等) 契約概要

■支払限度額
保険金の支払限度額は、保険期間を通じ、150万円となります。

■加入条件
加入条件は、以下のとおりです。
- 保険契約の開始日時点で生後30日以上の犬または猫、ただし初年度契約の場合は生後30日以上7歳未満の犬または猫
- 血統書、ワクチン接種証明書または販売契約書付き、もしくは生体特定用マイクロチップを埋め込んだ犬または猫
- 家庭で愛玩用(ペット)として飼育する犬または猫
- 販売用、災害救助犬、興行用、闘犬用、賭犬、猟犬に当てはまらない犬または猫

※告知内容により、お引受けできない場合や、特定の傷病については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償プラン、ペットの品種・年齢・体重等により決定します。

お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書および保険証券等に記載されています。
なお、継続契約の保険料は、現存保険契約の満期前に送付する「継続契約の保険料と契約内容等についての案内」にて通知します。

商品改定等により、継続契約の保険料が変更になる場合があります。その際は「継続契約の保険料と契約内容等についての案内」等にて別途お知らせします。

②保険料の払込方法・回数 契約概要 注意喚起情報

保険料は、クレジット払いまたは口座振替でのお支払いとなります。
保険料の払込回数は、年払いもしくは月払いがあります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

口座振替に関する特約条項(月払い用)またはクレジットカードによる保険料の払込みに関する特約条項(月払い用)を適用する場合、払込期月までに保険料の払込みがなかった際の保険料払込みの猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。
(ただし、初年度契約の第1回保険料には適用しません。)なお、保険料を一括で受領する場合、保険料の払込猶予期間はありません。

(4)満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務(保険契約申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約の締結の際、当社の定める告知項目について、告知義務があります。
告知義務とは、ご契約時に告知項目について、事実を正確に知らせる義務のことです。
告知項目とは、保険契約申込書または告知書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。
告知項目の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

ペットの健康状態等について、保険契約申込書の告知欄にて正確にご回答ください。
告知内容の確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2)クーリングオフ 注意喚起情報

この保険は保険業法第309条第1項に従いクーリングオフは行いません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)解約返戻金と失効等 契約概要 注意喚起情報

保険契約を解約(保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること)する場合や、ペットが死亡した場合(失効)には、書面によるお手続きが必要となりますので、当社までご連絡ください。

①解約返戻金

・保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

年払いの場合	解約返戻金=保険料×別表2(約款記載)に掲げる解約返戻率
月払いの場合	解約返戻金はありません。

②保険契約の失効

- 保険期間中に、ペットが死亡した場合は、保険契約は失効します。
  この場合、当社は、未経過期間に対し日割りをもって計算した保険料を返還します。
- 保険期間中に、保険金が支払限度額に達した場合は、保険契約は失効します。
- 口座振替に関する特約条項（月払い用）またはクレジットカードによる保険料の払込みに関する特約条項（月払い用）を適用する場合、保険契約者が、第２回目以降の分割保険料について払込猶予期間中に払込むことを怠った場合は、保険契約は保険料の払込みがなされたことによって有効に存続した期間を経過した日に遡り失効します。

③重大事由による解除

次のいずれかの事由に該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

イ　保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとした場合。
ロ　被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
ハ　保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等。
ニ　上記のほか、保険契約者または被保険者が、イからハまでの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

4 特に法令等で注意喚起することとされている事項

（1）保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等　契約概要　注意喚起情報

- 収支状況が予定していたものと比較し著しく悪化した場合は、当社の定めるところにより、この保険期間における残余期間の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
- 一時に保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合は、当社の定めるところにより、支払限度額を削減して支払うことがあります。

（2）継続契約の契約内容などの見直し等　注意喚起情報

- 収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、継続契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
- 収支状況を検証した結果、この保険商品が不採算となった場合は、当社の定めるところにより継続契約を引受けないことがあります。

（3）少額短期保険業の引受範囲　注意喚起情報

- 損害保険分野については、保険期間２年以内、支払限度額１，０００万円以下となります。
  なおこのペット保険の保険期間および支払限度額は、保険証券等に記載されています。
- 同一の被保険者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は原則１，０００万円以内です。
- 同一の保険契約者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は１０億円以内です。

5 その他ご留意いただきたいこと

（1）継続契約の自動更新　契約概要　注意喚起情報

現存保険契約の保険期間満了日から起算してその日を含めて2ヶ月前までに当社が通知する継続契約の保険料と契約内容等についての案内に対して、保険契約者から現存保険契約の保険期間満了日から起算してその日を含めて１ヶ月前までに別段の意思がない場合は、継続契約の申込みがあったこととして、通知した保険料と保険内容で継続するものとし、新たに保険証券等を発行します。以後毎年同様とします。

- 継続を希望されない場合（満期解約）は、書面によるお手続きが必要となりますので、当社までご連絡ください。
- 自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容、約款等が変更となる場合があります。
  その際は「継続契約の保険料と契約内容等についての案内」等にて別途お知らせします。

（2）保険証券の発行について　注意喚起情報

保険契約締結時の保険証券は、マイページ上で閲覧可能な電子交付となります。
※書面での保険証券交付をご希望の場合は、お申込み後に別途当社までご連絡ください。

（3）保険契約者保護機構　注意喚起情報

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。

（4）その他保険契約者等に参考となる情報　注意喚起情報

本保険商品には、付帯サービスや直接支払いサービス等はありません。

（5）支払時情報交換制度　注意喚起情報

当社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（https://www.shougakutanki.jp/）をご参照ください。

（6）情報のお取り扱いに関するご案内　注意喚起情報

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

①個人情報の利用目的に関する事項
当社は、次の業務を実施する目的に必要な範囲内で個人情報を利用します。

イ　保険契約等契約の申込みに係る審査、引受、履行および管理
ロ　保険金等の支払い
ハ　当社が取扱う保険商品等の案内、募集および販売ならびに契約の締結
ニ　保険金請求に関する調査・照会
ホ　再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
ヘ　各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
ト　関連会社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
チ　市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの研究・開発
リ　問い合わせ等への対応

②個人情報の第三者提供について
当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を第三者に提供することはありません。

イ　あらかじめ、ご本人の同意を得ている場合
ロ　業務遂行上必要な範囲内で、当社代理店を含む委託先に提供する場合
ハ　当社の関連会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
ニ　法令に基づく場合

③センシティブ情報の取扱い
センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
※詳細につきましては、株式会社ＦＰＣホームページ（https://www.fpc-pet.co.jp/）の個人情報保護方針をご覧いただくか、当社（または取扱代理店）までお問い合わせください。

（7）当社へのご意見・苦情等

当社に対する苦情等の相談窓口として、FPCカスタマーサポート（tel.0120-56-3912 受付時間：10:00～17:00（土日・祝・年末年始を除く））をご利用いただくことができます。

（8）ADR機構（紛争解決機関）　注意喚起情報

当社に対する苦情等の第三者相談窓口として、（社）日本少額短期保険協会（tel.0120-82-1144）をご利用いただくことができます。